



国家衛生計生委疾病預防控制局

(全国愛國衛生運動委員會辦公室)

国家衛生計生委 重度精神障碍発症報告管理弁法に関する通知を發布

中華人民共和國國家衛生和計劃生育委員會 www.moh.gov.cn 2013-09-02

国衛疾控發 (2013) 8 号

各省、自治區、直轄市衛生庁局 (衛生計生委)、新疆精算建設兵團衛生局：

『精神衛生法』第 24 条規定では、國家が重度精神障碍発症報告制度實施にあたり、重度精神障碍発症報告管理弁法は國務院衛生行政部門が制定するとある。上述規定を貫徹實行する為に、わが委員會は『重度精神障碍発症報告管理弁法 (試行)』を制定、印刷の上各位に通達するので實態に合わせ遵守執行されたい。

國家衛生計生委

2013 年 7 月 29 日

重度精神障碍発症報告管理弁法 (試行)

第一条 重度精神障碍発症報告の管理活動を確実に遂行する為、『中華人民共和國精神衛生法 (以下「精神衛生法」)』の規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 國家は、重症精神疾病情報管理システム (以下「情報システム」) を構築し、重度精神障碍発症者情報をその情報システムの組成部分とする。

第三条 医療機構は、精神衛生法第 30 条第 2 項に示される状況に符号し、診断結果や病状評価が重度精神障碍の患者と表明された患者について、重度精神障碍発症報告をせねばならない。

第四条 精神障碍診療を行える資格を有する医療機構は、重度精神障碍発症報告の責任報告単位となる。責任報告単位は、単位の重度精神障碍の確定診断患者情報報告活動を担当する相応の科室を指定せねばならず、担当科室は、情報の入力或いは報告送達の専門責任者を指定せねばならない。精神科の執行医師とは、重度精神障碍発症報告の責任報告者を指す。精神科執行医師はまず重度精神障碍の患者を診断し、その後この患者に関連する情報を速やかに報告し、前項で規定されている情報報告活動担当科室に速やかに報告を行わねばならない。

第五条 責任報告単位は、重度精神障碍患者の確定診断後、10 稼働日以内に関連の情報を情報システムに入力せねばならない。ネットワークでの報告条件が整っていない責任報告単位は、10 稼働日以内に患者の関連情報を書面にて所在地の県級精神衛生予防治療技術管理機構に送達せねばならない。

県級精神衛生予防治療技術管理機構は、ネットワークでの報告条件が整っていない報告単位から送達された患者に関する関連情報を 5 勤務日以内に情報システム入力せねばならない。

第六条 責任報告単位は、既に報告された重度精神障碍患者に精神衛生法第 35 条第 1 項の状況を発見した場合において、再診断或いは患者を重度精神障碍者と鑑定不能な場合、次月 10 日までに情報システムを通じて修正せねばならない。ネットワークでの報告条件が整備されていない報告単位は、速やかに書面で現地研究精神衛生予防治療技術管理機構に送達し、次月 10 日前には情報システムを通じて修正をせねばならない。

第七条 重度精神障碍者の退院にあたっては、責任報告単位は、患者が退院の後 10 稼働日以内に退院情報を情報システムに入力せねばならない。ネットワーク報告条件が整備されていない報告単位は、10 勤務日以内に患者の退院情報を書面にて現地の県級精神衛生予防治療技術管理機構に送達せねばならない。

県級精神衛生予防治療技術管理機構は、ネットワーク報告条件の整備されていない責任報告単位からの退院情報を 5 勤務日以内に情報システムに入力せねばならない。

- 第八条 県級精神衛生予防治療技術管理機構は、重度精神障碍患者が退院後 **15** 勤務日以内に患者の退院情報を患者の所在地である末端医療衛生機構に通知せねばならない。末端医療衛生機構は、患者の健康カルテを作り、精神衛生法第 **55** 条及び国家基本公衆衛生サービス基準の要求事項に基づき、患者に対して定期的に家庭訪問を実施し、患者の服薬やリハビリ訓練を指導せねばならない。
- 第九条 各級衛生計生行政部門や精神衛生予防治療技術管理機構、重度精神障碍責任報告単位、末端医療衛生機構は、重度精神障碍患者の情報を確実に保管し、法律に規定されている以外では他の機構や個人にその情報を漏らしてはならない。
- 第十条 各級衛生計生部門は、現地の重度精神障碍発症報告管理活動の実行監督管理をせねばならない。
- 第十一条 各級精神衛生予防治療技術管理機構は、現地の重度精神障碍発症報告の業務管理や人員のトレーニング及び技術指導活動を行う。現地の重度精神障碍発症報告のレビューや管理、データ分析及び品質管理に責任を持ち、確定診断された患者の区域を跨いでの情報転送活動、及び現地の情報システムの日常メンテナンスや転送を担当するものとする。
- 第十二条 重度精神障碍発症報告の責任報告単位は、定期的に本機構内部の重度精神障碍発症報告活動に対するセルフチェックをおこなうこと。
県級以上の地方衛生計生行政部門は、重度精神障碍発症報告を医療機構の査定範囲に組み入れ、現地の重度精神障碍者発症報告活動に対する監督指導検査を実施し、問題発見時には速やかに通報をし、期限を切って改めさせるものとする。
- 第十三条 精神分裂症や統合失調性感情障碍、持久的な妄想性障碍（偏執性精神病（**妄想性精神病**？）、双極性（躁鬱）障碍、癲癇による精神障碍、精神障碍を伴う知能発育不全等これら **6** 種類の精神疾患については、本弁法第 **3** 条が規定している状態であり、発症報告がなされねばならない：本弁法第 **3** 条の規定に合わない状態のものについては、現行の国家基本公衆衛生サービス規範及びその他の関連規定に基づき登記管理されねばならない。
- 第十四条 精神衛生予防治療技術管理機構とは、各級衛生計生行政部門が指定する現地精神衛生予防治療技術指導と日常管理を任務とする精神科専門病院や精神科が設置されている総合医院或いは疾病予防管理センターを指す。
- 第十五条 本弁法は発布の日より施行されるものとする。

<http://www.moh.gov.cn/jkj/s5889/201308/bd5d4e6d9fa14a96bb0dc01dababd75b.shtml>

..... 以下は中国語原文

国家卫生计生委关于印发严重精神障碍发病报告管理办法的通知

中华人民共和国国家卫生和计划生育委员会 www.moh.gov.cn 2013-09-02

国卫疾控发〔2013〕8号

各省、自治区、直辖市卫生厅局（卫生计生委），新疆生产建设兵团卫生局：

《精神卫生法》第二十四条规定，国家实行严重精神障碍发病报告制度，严重精神障碍发病报告管理办法由国务院卫生行政部门制定。为贯彻落实上述规定，我委制定了《严重精神障碍发病报告管理办法（试行）》，现印发给你们，请结合实际遵照执行。

国家卫生计生委

2013年7月29日

严重精神障碍发病报告管理办法（试行）

第一条 为做好严重精神障碍发病报告管理工作，根据《中华人民共和国精神卫生法》（以下简称精神卫生法）的规定，制定本办法。

第二条 国家建立重性精神疾病信息管理系统(以下简称信息系统)，严重精神障碍发病信息是该信息系统的组成部分。

第三条 医疗机构应当对符合精神卫生法第三十条第二款第二项情形并经诊断结论、病情评估表明为严重精神障碍的患者，进行严重精神障碍发病报告。

第四条 具有精神障碍诊疗资质的医疗机构是严重精神障碍发病报告的责任报告单位。责任报告单位应当指定相应科室承担本单位的严重精神障碍确诊病例的信息报告工作，相应科室应当指定专人负责信息录入或报送。

精神科执业医师是严重精神障碍发病报告的责任报告人。精神科执业医师首次诊断严重精神障碍患者后，应当将患者相关信息及时报告前款规定的负责信息报告工作的科室。

第五条 责任报告单位在严重精神障碍患者确诊后 10 个工作日内将相关信息录入信息系统。不具备网络报告条件的责任报告单位应当在 10 个工作日内将患者相关信息书面报送所在地的县级精神卫生防治技术管理机构。

县级精神卫生防治技术管理机构接到不具备网络报告条件的责任报告单位报送的患者相关信息，应当在 5 个工作日内录入信息系统。

第六条 责任报告单位发现已报告的严重精神障碍患者有精神卫生法第三十五条第一款情形，经再次诊断或者鉴定不能确定就诊者为严重精神障碍患者的，应当在下月 10 日前通过信息系统进行修正。不具备网络报告条件的责任报告单位应当及时书面报送当地的县级精神卫生防治技术管理机构，由其在下月 10 日前通过信息系统进行修正。

第七条 严重精神障碍患者出院的，责任报告单位应当在患者出院后 10 个工作日内将出院信息录入信息系统。不具备网络报告条件的责任报告单位应当在 10 个工作日内将患者出院信息书面报送所在地的县级精神卫生防治技术管理机构。

县级精神卫生防治技术管理机构收到不具备网络报告条件的责任报告单位报送的出院信息，应当在 5 个工作日内录入信息系统。

第八条 县级精神卫生防治技术管理机构应当在严重精神障碍患者出院后 15 个工作日内，将患者出院信息通知患者所在地基层医疗卫生机构。基层医疗卫生机构应当为患者建立健康档案，按照精神卫生法第五十五条及国家基本公共卫生服务规范要求，对患者进行定期随访，指导患者服药和开展康复训练。

第九条 各级卫生计生行政部门、精神卫生防治技术管理机构、严重精神障碍责任报告单位、基层医疗卫生机构应当严格保管严重精神障碍患者信息，除法律规定的情形外，不得向其他机构和个人透露。

第十条 各级卫生计生行政部门对本地区严重精神障碍发病报告管理工作实行监督管理。

第十一条 各级精神卫生防治技术管理机构承担本地区严重精神障碍发病报告的业务管理、人员培训和技术指导工作。负责对本地区严重精神障碍发病报告信息进行审核、管理、数据分析及质量控制，及跨区域就诊确诊病例的信息转送工作，以及本地区信息系统的日常维护及运转。

第十二条 严重精神障碍发病报告的责任报告单位应当定期对本机构内部严重精神障碍发病报告工作进行自查。

县级以上地方卫生计生行政部门将严重精神障碍发病报告列入医疗机构考核范围，组织对本地区严重精神障碍患者发病报告工作进行督导检查，对发现的问题及时予以通报，并责令限期改正。

第十三条 精神分裂症、分裂情感性障碍、持久的妄想性障碍（偏执性精神病）、双相（情感）障碍、癫痫所致精神障碍、精神发育迟滞伴发精神障碍等 6 种重性精神疾病，符合本办法第三条规定情形的，应当实行发病报告；不符合本办法第三条规定情形的，应当按照现行国家基本公共卫生服务规范及其他有关规定进行登记管理。

第十四条 精神卫生防治技术管理机构，是指由各级卫生计生行政部门指定的承担本地区精神卫生防治技术指导与日常管理任务的精神专科医院、设精神科的综合医院或疾病预防控制中心。

第十五条 本办法自发布之日起施行。